

# 正副会長の活動状況

## 「担当委員会による活動状況について」

日本弁理士会副会長 羽鳥 亘

### ① 会員関係委員会

#### (1) コンプライアンス委員会

弁理士の業務に関する依頼者からの苦情が、証拠資料とともに書面で行われた場合には、まず、コンプライアンス委員会事件予審部において、会員問題について、どの機関で処理するか検討します。この際、処分請求、紛議調停等の処理機関が明確な場合には、方式審査のみで即座に会長に報告します。また、会員に関する苦情の場合には論点整理を行った上で、同委員会事件対応部に回付し、綱紀委員会への調査請求をすべきか否か（会長思料）、会則第 47、48 条による会員指導を行うべきか否か等の結論を出します。尚、前記事件対応部は、強権発動による解決の場ではありませんので、シロ・クロ、善・悪の断定は行いません。

#### (2) 綱紀委員会・不服審議委員会

会員が法若しくは法に基づく命令又は会則若しくは会令に違反した場合、又は弁理士たるにふさわしくない重大な非行があった場合において、本会の秩序又は信用を害した（会則 49 条 1 項）と、会長が思料するとき、また、一般依頼者からの処分請求があった場合には、綱紀委員会に対してその調査を請求することになります（会則 51 条）。

会長による会則 49 条 1 項に該当する事実がない旨の通知を受けた処分の請求人は、当該決定について会長に不服を申立てることができ、会長は、前記不服申立てがあったときは、不服審議委員会に対し、当該事案の調査を請求します。

#### (3) 審査委員会

綱紀委員会における、事実有無の調査結果を受け、前記事実があるとの決定を会長が行った場合には、執行役員会の議決を経て、審査委員会に送致され、当該事案についての審査及び議決を求めることになります。

審査委員会では、当該事案について、会則 49 条 1 項に該当するか否かを審査し、1) 戒告 2) 会則によって会員に与えられた権利の 2 年を限度とする停止 3) 経済産業大臣に対する懲戒の請求 4) 退会のい

れかの処分に該当するか決議を行い、決議内容を速やかに会長に書面で報告します。

#### (4) 紛議調停委員会

会員又は当事者その他の利害関係人は、本会对し、会員の業務に関する紛議につき調停を請求でき（会則 122 条）ですが、この請求があったときは、会長は紛議調停委員会（会則 120 条）に対し、その紛議の調停を委嘱します。

紛議調停委員会の委員長は、調停が成立し、若しくは成立しなかったとき、又は調停の請求の取下げその他の理由により紛議の調停が終了したときは、その旨を会長に書面で報告します（会則 124 条）。

尚、紛議の調停が成立したときは、会員及び当事者その他の利害関係人は、調停の結果に従わなければならない（会則 125 条）。

### ② 弁理士業務標準化委員会

弁理士業務標準化委員会では、弁理士の業務（秘密保持、監督責任等）について標準的な指針を示すために弁理士業務標準を作成しております。

「弁理士業務標準」は、依頼人からの依頼内容を明確に把握する手法や、依頼人とのトラブル回避のために準備する書面等を日本弁理士会として示すことにより「説明不足」や「依頼人と弁理士とのコミュニケーション不足」による依頼者からの会員への苦情を減らすことを目的に作成されています。

### ③ 選挙管理委員会

昨年度改定された「選挙運動に関するガイドライン」に沿って、公正中立の立場から、平成 21 年度役員定時選挙を進めるための委員会です。

### ④ 支部長会議・関東支部

本年度から、全国各支部と本会との間で情報を共有し意思疎通を図るとともに、支部の実情を踏まえて支部と本会との役割分担を進めるために「支部長会議」を開催することになりました。

また、関東支部も担当させて戴いております。

以上